

提 言 書 (他 事 例)

1, 櫛田川流域委員会発足会	提言書	1
2, 天竜川流域委員会準備会議	提言書	7
3, 庄内川流域委員会準備委員会	提言書	18

櫛田川流域委員会のあり方について

提　　言

平成 15 年 1 月 20 日

櫛田川流域委員会発足会

櫛田川流域委員会に向けて

平成9年の河川法改正に伴い、河川管理者である国土交通省は、「河川整備基本方針」と「河川整備計画」を策定することとなった。

中部地方整備局は、学識経験者や関係住民の方々、及び行政関係者など多方面の皆様からご意見を頂いて、今後20~30年間の具体的な河川整備の目標や河川整備の内容を示す「櫛田川水系河川整備計画（大臣管理区間）」を策定するにあたり、学識経験者等から幅広くご意見を頂くための「櫛田川流域委員会（以下、委員会という）」を設置することとしている。

これに先立ち、委員会のあり方や公募委員の選定等について提言を行うことを目的として、「櫛田川流域委員会発足会（以下、発足会という）」が平成14年10月25日に中部地方整備局長により設置された。

発足会は合計2回開催し、今後設置される委員会のあり方について審議した結果、次のとおり提言する。

= 提 言 =

櫛田川流域委員会のあり方について

1. 規約草案について

委員会のあり方について、発足会で審議を行った結果を、「櫛田川流域委員会規約草案」として取りまとめた。

委員会において、本草案を委員会運営方針の原案として審議し、委員会において運営方針を決定されたい。

2. 委員の構成

委員の構成は、櫛田川における様々な課題について議論するために必要な専門分野に見識のある方を委員とし、さらに櫛田川をフィールドとした活動を行っている方、もしくは櫛田川に関心・愛着を持っている方から櫛田川の川づくりについて意見を頂くため一般への公募を行い、応募者の中から2名を委員候補として選定した。委員会の委員を別紙に示す。

櫛田川流域委員会規約草案

(名称)

- ・本会は、「櫛田川流域委員会」（以下「委員会」という。）という。

(目的)

- ・委員会は、河川法第16条の2 第3項に規定する趣旨に基づき、櫛田川水系の今後の河川整備（大臣管理区間）の内容を示す河川整備計画の原案について意見を述べることを目的とする。

(組織等)

- ・委員会は、国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という）が設置する。
- ・委員会の委員は整備局長が委嘱する。
- ・委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
- ・委員会は必要に応じて、臨時委員を招聘することができる。
- ・委員会は、特定の課題について審議を行うため、必要に応じて部会を設けることができる。
- ・委員会は、部会を設置する場合は、部会規約を委員会において定める。
- ・委員に欠員が生じた場合には、委員会にて協議の上、必要に応じて補充を行うものとする。

(会議)

- ・委員会には委員長及び副委員長を置くこととし、委員長は委員の互選によりこれを定める。
- ・委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- ・委員会は委員長が召集し、運営を行うものとする。
- ・委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- ・委員長は、副委員長を委員の中から指名する。
- ・委員長に事故があった場合には副委員長がその職務を代行する。
- ・委員の代理出席は、原則として認めない。ただし、行政に関わる委員につい

ては、この限りでない。

(情報公開)

- ・委員会の会議及び委員会資料の公開方法については、委員会で定める。

(事務局)

- ・委員会の事務局は、国土交通省中部地方整備局三重工事務所が行うものとする。

(規約の改正)

- ・本規約の改正は、委員の3分の2以上の同意をもってこれを行うものとする。

(雑則)

- ・本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

(別紙)

櫛田川流域委員会委員名簿(案)

氏名	専門分野	所属
岩男 安展	公募委員	飯南郡飯南町在住
大谷 幾津子	公募委員	松阪市在住
木本 駿夫	農業水利	三重大学生物資源学部助教授
関口 秀夫	海岸	三重大学生物資源学部教授
竹川 博子	地域・街づくり	松阪市商工会議所青年部会長
武田 明正	植物・森林	三重大学生物資源学部教授
田所 照朗	水防	松阪市水防団団長
谷本 勢津雄	鳥類	日本野鳥の会三重県支部保護部長
中西 智子	教育	三重大学教育学部教授
野呂 昭彦	行政	松阪市長
長谷川 順一	行政	多気町長
原田 増造	魚類	元三重水産技術センター内水面分場長
松尾 直規	河川工学	中部大学工学部教授
宮本 里美	行政	飯高町長
山本 亮二	漁業	櫛田川水系河川漁業協同組合連合会会长
渡辺 寛	歴史・文化	皇學館大學文学部教授
渡邊 傅爾	経済	三重大学人文学部教授

(敬称略:五十音順)

天竜川

天竜川流域委員会（仮称）のあり方について

答申

平成14年12月24日

天竜川流域委員会準備会議

目 次

はじめに	1
1. 流域委員会の構成	2
2. 流域委員会及び各部会の委員	3
3. 流域委員会の公開方法	6
(参考1) 天竜川流域委員会(仮称)の規約骨子	7
(参考2) 天竜川流域委員会準備会議委員名簿	9
(参考3) 答申策定経緯	9

はじめに

国土交通省では、平成9年の河川法改正に伴い「河川整備基本方針」「河川整備計画」を策定することになった。

中部地方整備局においては学識経験者や住民の意見を聴き、20～30年間程度の具体的な河川整備の内容を示す河川整備計画を策定するため、各水系において、河川に関する学識経験者等の意見を聞く場として「流域委員会」の設置を予定している。

本答申は、中部地方整備局が「天竜川水系河川整備計画（大臣管理区間）」の策定に際し、流域委員会を設置するにあたり、平成14年4月18日に中部地方整備局長から、天竜川流域委員会準備会議（以下、「準備会議」という）に「今後、設置する天竜川流域委員会（仮称）のあり方について」諮問されたことを受け検討を重ねてきたものである。

中部地方整備局においては、水系毎に自然条件、社会条件、施設の整備状況等、事情が大きく異なるため、水系毎に適切な河川整備計画をつくるべきであり、本答申を踏まえ、「天竜川流域委員会（仮称）」（以下、「流域委員会」という）を設置されたい。

◆準備会議の公開と運営

- ・準備会議の審議は、特定の個人・団体の利害に係わるもの除去、原則として公開の場で行い、審議結果についてはホームページで公開した。

◆流域委員会委員候補の選定

- ・委員候補のリスト作成にあたっては、準備会議委員及び河川管理者の推薦に加えて公募も行った。
- ・委員候補者は、河川に関する学識経験者の他に地域の特性や実状に詳しい者を加えた。
- ・平成9年に改正された河川法の趣旨を踏まえ、「治水」、「利水」、「自然・環境」、「地域と文化」の分野から選定した。

◆流域委員会の構成

- ・天竜川流域は長野県、愛知県、静岡県にまたがり、長野県境付近の狭窄部を境に上流と下流で流域特性や河川を取り巻く社会状況が大きく異なるため、地域別の詳細な検討が必要であるとともに、流域内のバランスも踏まえた検討も必要であることから、天竜川流域委員会は、委員会とその下部組織として上流部会（長野県；天竜川の長野県境までの大河川管理区間）及び下流部会（愛知県及び静岡県；長野県境から河口までの大河川管理区間）により構成することとした。

1. 流域委員会の構成

(1) 流域委員会の構成

天竜川流域は複数の県にまたがり中流部の狭窄部をはさんで上流と下流で流域特性や河川を取り巻く社会状況が大きく異なるので、地域別の詳細な検討が必要であり、また流域内のバランスも含めた検討も必要であることから、流域委員会は、委員会とその下部組織である上流部会及び下流部会により構成することとした。

この他必要に応じて、自然環境分野等に関する専門的な議論や具体施策に関する横断的な議論を行うプロジェクト会議などが考えられるため、これらの設置については流域委員会や各部会が決定していくものとする。

(2) 流域委員会及び部会の位置付け

流域委員会は、天竜川の河川整備計画の原案について意見を述べることを目的として、天竜川水系の総合的、一体的な管理の観点から、全体の議論、審議、部会への指示、調整を行い、意志決定を行うものとする。

各部会は、流域委員会から付議された議題及び部会独自に必要性があると判断した議題について地域の特性を十分に考慮した議論を行い、流域委員会に報告する。

また、部会からは部会代表者が流域委員会へ参加するほか、流域委員会の要請により、部会員も流域委員会に参加し、意見を述べることができるものとする。

(3) 規模・構成

河川を取り巻く要素としては様々なものがあり、審議に必要な専門分野も多岐にわたることから多数の専門家を必要とすることになるが、実質的な議論を行うため、流域委員会と各部会の規模は、それぞれ15名程度とする。

各部会の約半数がそれぞれ部会代表者として流域委員会を構成することとして、流域委員会の全ての委員はいずれかの部会に所属するものとする。

(4) 審議期間

審議期間は、約2年程度を目安とする。

(5) 開催頻度

流域委員会の全ての委員はいずれかの部会に所属しているため部会の審議回数も考慮して、流域委員会は年2回程度、各部会はそれぞれ年3回程度を原則とする。

(6) 構成委員

流域委員会の委員及び部会の部会員には、河川に関する学識経験者や地域の特性・実状に詳しい方を選定した。選定にあたっては、「治水」、「利水」、「自然・環境」、「地域と文化」の大分類に基づく専門分野に配慮した。また、準備会議委員及び河川管理者からの「推薦者」の他に、流域住民の視点から意見を聞くことも必要であると考え公募を行いその「公募応募者」からも選出した。

また、流域の関係住民等から整備計画に関する意見を聴取する機会も設けるべきであり、応募の上、委員に選出されなかった方々に対しても、流域委員会や部会及びプロジェクト会議の議論の中で必要に応じて、ご意見をお伺いする場合もあると思われる所以、その旨を伝えることとする。

(7) 流域委員会及び部会の運営（事務局）

流域委員会及び部会の運営（事務局）は、河川管理者が行うこととする。

2. 流域委員会及び各部会の委員

河川工学以外に河川に関わる分野をできるだけ幅広くとらえることとし、構成委員も多様な専門性を持つ方や地域の特性・実状に詳しい方等をバランス良くできるだけ網羅的に選定した結果は以下のとおりである。

なお、以下の流域委員会及び各部会の委員以外でも、流域委員会や各部会で必要と認められる場合は、当該委員以外に専門家や地域の特性・実状に詳しい方等を適宜参加させて、十分な審議を行うことも必要である。

表-1 流域委員会の委員

大分類	専門分野	氏名	所属等	部会の所属		備考
				上流部会	下流部会	
(治水)	治山・砂防	北澤 秋司	信州大学 名誉教授	○		
	河川	斎藤 晃	東海大学 海洋学部 教授		○	副委員長 (下流部会長)
		鈴木 徳行	名城大学 理工学部 教授	○		委員長 (上流部会長)
		辻本 哲郎	名古屋大学大学院 工学研究科 教授		○	
(利水)	農業用水関係	星川 和俊	信州大学 農学部 教授	○		
	漁業関係	岩野 大作	(静岡県天竜市在住)		○	公募
(自然・環境)	植物	杉山 恵一	富士常葉大学 環境防災学部 教授	○		
	魚介類	板井 隆彦	静岡県立大学 食品栄養科学部 助教授	○		
	昆虫類	森本 尚武	信州大学 教授 (学長)	○		
	水環境(水質)	沖野 外輝夫	信州大学 名誉教授	○		
(地域と文化)	行政	田中 秀典	飯田市長	○		
		中谷 良作	天竜市長		○	
	地域住民等	小杉 達	(静岡県磐田郡豊田町在住)		○	公募
		堤 久	(長野県下伊那郡松川町在住)	○		公募
		平岡 直樹	(長野県上伊那郡南箕輪村在住)	○		公募
		山口祐子	特定非営利活動法人 浜松NPOネットワークセンター 代表理事		○	

表－2 流域委員会の部会委員

① 上流部会の部会員

大分類	専門分野	氏名	所属等	流域委員会の委員	備考
(治水)	治山・砂防	北澤 秋司	信州大学 名誉教授	○	
	河川	鈴木 徳行	名城大学 理工学部 教授	○	上流部会長 (委員長)
(利水)	農業用水関係	星川 和俊	信州大学 農学部 教授	○	
	漁業関係	春日 英男	天竜川漁業協同組合(長野県)		
(自然・環境)	植物	土田 勝義	信州大学 農学部 教授		
	昆虫類	森本 尚武	信州大学 学長	○	
	水環境(水質)	沖野 外輝夫	信州大学 名誉教授	○	
(地域と文化)	水文化・歴史	笹本 正治	信州大学 人文学部 教授		
	地域、まちづくり (親水、法律、経済)	下平 秀弘	弁護士		
	行政	田中 秀典	飯田市長	○	
		山田 勝文	諏訪市長		
	地域住民等	織井 秀夫	(長野県伊那市在住)		公募
		堤 久	(長野県下伊那郡松川町在住)	○	公募
		中島 文平	(長野県諏訪郡下諏訪町在住)		公募
		平岡 直樹	(長野県上伊那郡南箕輪村在住)	○	公募
		松村 匡晟	(長野県飯田市在住)		公募

② 下流部会の部会員

大分類	専門分野	氏名	所属等	流域委員会の委員	備考
(治水)	河川	齋藤 晃	東海大学 海洋学部 教授	○	下流部会長 (副委員長)
		辻本 哲郎	名古屋大学大学院 工学研究科 教授	○	
(利水)	農業用水関係	木宮 健二	学校法人 常葉学園 理事長(農業経営)		
	漁業関係	岩野 大作	(静岡県天竜市在住)	○	公募
(自然・環境)	植物	杉山 恵一	富士常葉大学 環境防災学部 教授	○	
	魚介類	板井 隆彦	静岡県立大学 食品栄養科学部 助教授	○	
	水環境(水質)	岩堀 恵祐	静岡県立大学 環境科学研究所 教授		
(地域と文化)	地域、まちづくり (親水、法律、経済)	鈴木 英樹	天竜川砂利事業協同組合 理事長		
	行政	池田 藤平	竜洋町長		
		中谷 良作	天竜市長	○	
	地域住民等	神谷 直志	(静岡県磐田市在住)		公募
		小杉 達	(静岡県磐田郡豊田町在住)	○	公募
		鈴木 常夫	(静岡県磐田郡福田町在住)		公募
		鈴木 鉄二	(静岡県磐田郡豊田町在住)		公募
		山口祐子	特定非営利活動法人 浜松NPOネットワークセンター 代表理事	○	

3. 流域委員会の公開方法

流域委員会及び各部会は、会議及び会議内容を様々な手段によって、可能な限り公開することとする。

公開の具体的な方法としては、積極的に流域住民の関心を高めること等を目的として、最も適当な方法を採用すべきである。その例として、以下のような方法を挙げる。

- ・ホームページ開設
- ・記者発表
- ・会議資料の配付・閲覧
- ・流域委員会及び各部会を公開

(参考1) 天竜川流域委員会（仮称）の規約骨子

（設置）

- ①. 河川法第16条の2第3項に規定する趣旨にもとづき、中部地方整備局長が「天竜川流域委員会（仮称）」（以下「流域委員会」という。）を設置する。

（目的）

- ①. 流域委員会は、天竜川水系河川整備計画（大臣管理区間）の策定にあたって、同計画の原案について意見を述べることを目的とする。

（流域委員会）

- ①. 流域委員会は、天竜川水系の総合的、一体的な管理の観点から、議論、審議、部会への指示、調整を行い、流域委員会としての意志決定を行うものとする。
- ②. 流域委員会には、委員長と副委員長を置く。
- ③. 委員長は流域委員会の会務を総理し、委員長に事故ある時は副委員長がその職務を代行する。
- ④. 委員は、別表1に掲げるものとする。
- ⑤. 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
- ⑥. 流域委員会は、委員総数の2／3以上の出席をもって成立する。
- ⑦. 委員の代理出席は、原則として認めない。なお、行政を代表する者はこの限りではない。
- ⑧. 流域委員会の意志決定は、委員長を除く出席委員の過半数の賛成をもって行うが、同数の場合には委員長が決定する。また、必要性がある場合は少数意見をこれに付記することができる。
- ⑨. 流域委員会が必要と認める場合、部会員を流域委員会に参加させることができるものとする。
- ⑩. 流域委員会は必要に応じて、委員以外のものから参考意見を聞くことができる。

（部会）

- ①. 上流部会と下流部会を設ける。
- ②. 部会は、流域委員会から付議された議題及び部会独自に必要性があると判断した議題について地域の特性を十分に考慮した議論を行い、委員会に報告する。上流部会は天竜川（大臣管理区間）の上流端から長野県境までについて、下流部会は長野県境から河口までの区間にについて議論し、意見をとりまとめて流域委員会へ報告する。
- ③. 部会には、部会長を置く。
- ④. 部会長は、流域委員会の委員長又は副委員長が兼ねる。
- ⑤. 部会長は部会の会務を総理する。
- ⑥. 部会員は別表2に掲げるものとする。
- ⑦. 部会員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
- ⑧. 部会は、部会員総数の2／3以上の出席をもって成立する。
- ⑨. 部会員の代理出席は原則として認めない。なお、行政を代表する者はこの限りではない。
- ⑩. 部会は様々な観点から十分な議論を尽くし、部会長はその審議経過並びに内容を流域委員会へ報告するものとする。

⑪. 部会が必要と認める場合、部会員以外のものから参考意見を聞くことができる。

別表1 流域委員会委員

2. の表-1と重複することから略する。

別表2 部会委員

2. の表-2①、②と重複することから略する。

付録1 天竜川流域委員会（仮称）のあり方について（答申）－ 略

付録2 第1回天竜川流域委員会準備会議資料 － 略

付録3 第2回天竜川流域委員会準備会議資料 － 略

付録4 第3回天竜川流域委員会準備会議資料 － 略

付録5 第4回天竜川流域委員会準備会議資料（一部除く）－ 略

付録6 第5回天竜川流域委員会準備会議資料 － 略

(参考2) 天竜川流域委員会準備委員会委員名簿

氏名	専門分野	所属	備考
板井 隆彦	魚類学 (動物生態学)	静岡県立大学 助教授	
沖野 外輝夫	陸水学	信州大学 名誉教授	
北澤 秋司	治山工学	信州大学 名誉教授	
齋藤 晃	河海工学	東海大学 教授	
杉山 恵一	生態学 (自然環境復元)	富士常葉大学 教授 NPO 法人自然環境復元協会理事長	
鈴木 徳行	河川工学 水資源工学	名城大学 教授	議長代理
森本 尚武	昆虫生態学	信州大学 教授 (信州大学 学長)	議長

*50 音順、敬称略、平成14年4月現在

(参考3) 答申策定経緯

年月日	経過
平成14年 4月 18日	第1回天竜川流域委員会準備会議 (委員会の構成等)
5月 22日	第2回天竜川流域委員会準備会議 (委員会の構成等)
7月 9日	第3回天竜川流域委員会準備会議 (委員会の構成、公募内容等)
8月 5日 ～ 9月 27日	天竜川流域委員会及び部会委員公募
11月 27日	第4回天竜川流域委員会準備会議 (委員選定)
12月 24日	第5回天竜川流域委員会準備会議 (答申)



提言書



平成 14 年 12 月 10 日

国土交通省
中部地方整備局長 殿

庄内川流域委員会のあり方について提言する。

庄内川流域委員会準備委員会

座長 青山 光子

加藤 晃

高木 不折

高原 稔

前田 弘司

庄内川流域委員会(仮称)に向けて

緒 言

庄内川流域委員会準備委員会（以下「準備委員会」という）は、庄内川水系の「河川整備計画」策定に際し、河川に関し学識経験を有する者の意見を聞くことを目的とした「庄内川流域委員会（仮称）」（以下「委員会」という）、関係住民の意見を反映させるために必要な機会創出を目的とした「庄内川地域懇談会（仮称）」（以下「懇談会」という）のアウトラインを透明性・公平性・客観性を確保しつつ決定するために、平成14年9月24日に中部地方整備局長が設置した。

準備委員会は合計4回開催し、庄内川の特性や現状を踏まえて慎重に審議を重ねた結果、次のとおり提言する。

提 言

中部圏の中核都市を流れる庄内川の現状を整理して、

- ①平成12年の東海豪雨災害を受けたことから、治水面でこれまで以上の整備が強く期待されていること。
- ②多様な価値観にも配慮した河川整備・保全が求められていること。
- ③流域住民と一体となった川づくりが求められていること。

以上の3点が課題であると考えた。この課題を流域委員会も共通認識として頂きたい。

委員会の規約草案、委員候補者案については、準備委員会の総意で次のとおり決定することが出来た。

そのほか本提言に到る準備委員会での審議における、後述のような意見にも充分配慮され、運営されることを切に願うものである。

■庄内川流域委員会規約草案

委員会のあり方について準備委員会で審議を行った結果を、「庄内川流域委員会（仮称）規約草案」としてとりまとめた。

なお、委員会の運営については、本来委員会で決定すべきものであり、委員会設立後、本草案を参考に規約を決定されたい。

（名称）

- ・ 本会は、「庄内川流域委員会(仮称)」（以下「委員会」という。）とする。

（目的及び設置）

- ・ 委員会は、今後、20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す「庄内川河川整備計画（案）」の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、学識経験者等の意見を聞く場として、国土交通省中部地方整備局長（以下「局長」という。）が設置する。

（役割）

- ・ 「庄内川河川整備計画（原案）」について意見を述べる。
- ・ 庄内川の整備に関する重要事項について、必要に応じて指導助言する。

（組織等）

- ・ 委員会は総会のみで構成する。
- ・ 委員会の委員は、局長が委嘱する。
- ・ 委員会の設置は整備計画の出来るまでの2年とする。

（情報公開）

- ・ 会議は原則公開とし、議事内容及び会議資料の公開方法については、委員会で定める。

（会議）

- ・ 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。
- ・ 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- ・ 委員長は委員会を招集する。
- ・ 委員会はその運営に関し、運営方針を定める。

（臨時委員）

- ・ 委員会は必要に応じて、臨時に委員を招聘することができる。

（参考人）

- ・ 委員会は必要に応じて、委員以外のものから参考意見を聞くことが出来る。

（事務局）

- ・ 委員会の事務局は国土交通省中部地方整備局庄内川工事事務所が行うものとし、委員会の指示により、以下の事務をする。
- ・ 会議資料の作成
- ・ 議事録、会議内容のとりまとめ及び公表資料案の作成 等

（規約の改正）

- ・ 本規約の改正は、全委員総数の過半数の同意をもってこれを行うものとする。

（雑則）

- ・ 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

■庄内川流域委員会委員候補者案

委員候補者については、下記の15名を推薦する。

氏名	所属等	専門等
阿部 和俊	愛知教育大学教育学部 教授	都市地理学
石川 和紀	社団法人愛知県農林公社 理事長	農業用排水
石田 繪美子	(名古屋市東区在住)	公募委員
内田 和子	岡山大学文学部 教授	自然地理学 流域管理
小笠原 昭夫	愛知女子短期大学 講師	生態系 鳥類
片田 敏孝	群馬大学工学部 助教授	都市工学 災害社会工学
小尻 利治	京都大学防災研究所 教授	水文 水資源
小菅 梅洋	(愛知県西枇杷島町在住)	公募委員
柴田 充雄※	王子製紙(株)春日井工場 業務部長	民間企業
辻 達夫	藤前千鶴を守る会 代表	環境 市民活動団体
辻本 哲郎	名古屋大学大学院工学研究科 教授	河川 土砂水理学
寺本 和子	豊橋創造大学短期大学部 教授	森林学 砂防
富永 晃宏	名古屋工業大学工学部 教授	河川 水理学
原田 守博	名城大学理工学部 教授	水文 地下水
松尾 直規	中部大学工学部 教授	河川 環境水理学

※柴田充雄は、王子製紙(株)の代表として参画。異動等に伴う交替があり得る。

(敬称略 五十音順)

■庄内川流域委員会（仮称）のあり方

委員構成について：

- ・防災、治水の観点が一番重要と考えるが、提言に掲げた課題を念頭に置き、幅広い分野の委員を選定していること。
- ・国、県、市町村間などにおける政策調整課題を持ちこまないため、行政を除く有識者を中心に選定していること。
- ・専門家と異なる視点を有する流域住民の声を反映させるため、公募委員も加えていること。

議論の視点について：

- ・専門的、技術的な審議を行うにあたり、多様な価値観を踏まえた流域としての総合性にも十分配慮すること。
- ・実際の現場は治水の問題や環境の問題が渾然一体となっていることに十分配慮すること。

その他：

- ・政策的な調整は別途行政間で実行し、河川管理者が最終的な判断をすること。

■庄内川地域懇談会（仮称）のあり方

- ・地域からの幅広くいろいろな意見、提案を受けとめるといった緩やかなものになること。
- ・合意や調整をするためではなく、また結論をまとめるのでもなく、広く地域からの意見を聴くための組織であること。
- ・懇談会のほかに、法律上の「公聴会の開催等」が必要か否かについては、委員会での議論等を踏まえて、河川管理者が最終的に判断すること。
- ・単なる意見交換に終わらせず、具体的な提案をしていくのだという目標を定めた運営を心掛けること。
- ・運営方針の決定、議論のルールづくりなどは、行政は手を出さずに任せることの姿勢であること。

以上